

医業経営情報

NO. 68 必要経費として認められる要件、領収書のもらい方等

日本は納税者が自ら税法に従って税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。

申告書には必要経費として計上した経費の領収書や総勘定元帳等の帳簿書類の添付は必要ありませんが、帳簿書類の保存義務がありますので、税務調査の時は必ず領収書等の書類や総勘定元帳等の帳簿は見られます。

したがって必要経費として計上した経費は、税務上必要経費として認められる要件を満たしておく必要があります。

そこで今回はまずⅠ、Ⅱで税法上の扱いについて解説し、Ⅲでよくある質問に答え、最後にⅣで領収書のもらい方等についてまとめてみました。

Ⅰ 必要経費又は仕入税額控除となるための要件

所得税法又は法人税法で定められている必要経費となるための要件、所得税法又は法人税法で定められている必要経費にならないもの（必要経費不算入）、及び消費税法で定められている仕入税額控除を受けるための要件は、下記の通りです。

■法律で定められている必要経費となるための要件	
所得税法	(所得税法第37条) ・その年分の総収入金額に係る売上原価 ・その年分の総収入金額を得るために直接に要した費用 ・その年分の販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用
法人税法	(法人税法第22条第3項) ・当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額 ・当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用 ・当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
■法律で定められている必要経費不算入のもの	
所得税法	(所得税法第45条) ・家事上の経費及びこれに関連する経費 ・所得税その他の国税及び地方税（延滞税、加算税等を含む） ・罰金、科料及び過料 等
法人税法	・役員給与・賞与の損金不算入（法人税法第34条等） ・法人税額等（延滞税、加算税等を含む）の損金不算入（法人税法第38条等） ・不正行為等に係る費用等の損金不算入（法人税法第55条等） ・交際費等の損金不算入（租税特別措置法第61条の4等）

■法律で定められている仕入税額控除を受けるための要件

消費税法	<p>(消費税法第30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額 ・事業者が課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保有がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。 ・課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付する請求書等に記載されていない事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 書類の作成者の氏名又は名称 ロ 課税仕入れを行った年月日 ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ニ 課税仕入れに係る支払対価の額 ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
------	--

上記の要件を見ると、消費税法だけは他の事業者が作成・交付した請求書や領収書等の書類の保存を要件としています。

したがって、消費税の納税義務がある病医院のうち一般課税を選択しているところは、購入先等が発行した領収書を保存しなければ仕入税額控除を受けられません。

ただし、1回の取引が3万円未満の場合には、請求書や領収書等の保存は必要なく、仕訳帳等の帳簿の保存のみで仕入税額控除が受けられます。(消費税法施行令第49条)

3万円未満かどうかの判定は1個当たりの単価ではなく、1回当たりの取引で判定するので、例え1個あたり数百円の物でも1回の取引(支払)金額が3万円以上の場合には請求書や領収書等の保存が必要となります。

これに対し、所得税法又は法人税法には消費税法のような書類の保存義務はありません。したがって所得税法又は法人税法では業務の遂行上必要な経費かどうか、必要経費となるための重要なポイントとなります。

なお、所得税法や法人税法でも請求書や領収書等の保存は必須ではありませんが必要です。理由は帳簿書類の保存義務があることと、請求書や領収書等の保存がないと税務調査の時に架空経費と疑われ、必要経費として認められないこともあり得るからです。

II 帳簿等の記帳内容と保存義務

所得税法、法人税法及び消費税法ともに帳簿等に記帳すべき内容や保存期間等を法律で定めています。

所得税法	白色申告者	<ul style="list-style-type: none"> ■作成すべき帳簿 売上げなどの総収入金額と仕入れなどの必要経費に関する事項 ■帳簿に記帳すべき内容 特に明示されていません。 ■保存すべき書類 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類 ■保存期間 帳簿7年間、請求書等の書類5年間
------	-------	---

所得税法	青色申告者	<ul style="list-style-type: none"> ■作成すべき帳簿 貸借対照表、損益計算書、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な書類 ■帳簿に記帳すべき内容 仕訳帳に、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載 ■保存すべき書類 仕訳帳等の帳簿、たな卸表、貸借対照表、損益計算書、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類 ■保存期間 帳簿及び書類ともに原則7年間
法人税法	白色申告者	<ul style="list-style-type: none"> ■作成すべき事項 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳その他必要な帳簿 ■帳簿に記帳すべき内容 法人税法施行規則別表二十三に定められた方法 (基本的に取引年月日、事由、支払先及び金額) ■保存すべき書類 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳その他必要な帳簿、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類 ■保存期間 帳簿及び書類ともに原則7年間
	青色申告者	<ul style="list-style-type: none"> ■作成すべき事項 貸借対照表、損益計算書、仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳その他必要な書類 ■帳簿に記帳すべき内容 仕訳帳に、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載その他法人税法施行規則別表二十一に定められた方法 (基本的に取引年月日、事由、支払先及び金額) ■保存すべき書類 仕訳帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳その他必要な帳簿、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類 ■保存期間 帳簿及び書類ともに原則7年間
消費税法		<ul style="list-style-type: none"> ■作成すべき帳簿 仕訳帳や会計伝票等 ■帳簿に記帳すべき内容 課税仕入れ先の氏名又は名称、取引年月日、資産又は役務の内容、支払対価の額 ■保存すべき書類 所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿書類及び他の事業者が作成・交付する請求書等 ■保存期間 帳簿7年間、請求書等の書類5年間

各税法とも保存すべき書類として請求書や領収書等があります。この保存義務を怠ったことに対する罰則規定は各税法ともありません。

しかし、税務調査の時に請求書や領収書等がないと架空経費でないかと疑われたり、推計課税が行われる可能性があります。

推計課税とは、税務署が財産や債務の増減の状況、収入や支出の状況、生産量や販売量、従業員数その他事業の規模により所得金額を推計して課税することをいいます。

推計課税は所得税法及び法人税法に明記されており、請求書や領収書等の保存状態が悪いと適用される可能性があるため、ちゃんと保存する必要があります。

ただし、帳簿の記帳がしっかりとされているのであれば、もし請求書や領収書等の保存がされていない取引が多少あったとしても必要経費にならないと判断される可能性は低いと思います。

Ⅲ よくある質問

Q クレジットカード会社から送られてくる利用明細書を保存しておけば領収書は必要ありませんか？

A 所得税法と法人税法では問題ないと思います。保存すべき書類には「取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類」とあり、クレジットカード会社が交付する利用明細書はその他これらに準ずる書類に該当すると思われるからです。

ただし、消費税法ではクレジットカード会社が交付する利用明細書は課税仕入れ先の事業者が作成・交付した書類ではないので、請求書等には該当しません。

したがって、クレジットカードを利用した時にもらう利用明細かレシート又は領収書を保存する必要があります。

Q 領収書をもらう時「上様」と書いてもらうと問題ありますか？

A 所得税法と法人税法では特に問題ないと思います。

ただし、消費税法では取引金額が3万円以上の場合には「上様」はやめて下さい。理由は仕入税額控除の要件に「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」が含まれているからです。ですから名称が長ければ俗称でも結構なので必ず宛名を書いてもらって下さい。例えば西岡秀樹税理士事務所ではなく西岡、西岡税理士又はNHZ (NISHIOKA HIDEKI ZEIRISIの頭文字) という宛名で結構です。

なお、消費税法でも取引金額が3万円未満の場合には「上様」で特に問題ありません。

Q 領収書が無いと税務調査で必要経費としては認められないですか？

A 消費税法では他の事業者が作成・交付する請求書等の保存が義務ですので、領収書が無いと仕入税額控除として認められませんが、所得税法と法人税法では必要経費の要件に領収書の保存義務はありません。

しかし、帳簿の記載だけでは本当にあった取引か証明が困難です。特に現金取引では預金からの支払と違い支払記録が残りません。ですから架空取引でないことを証明するために領収書は必要です。

ただし、現金取引の中には領収書をもらう事が難しい場合がありますので、その時は任意の書式による出金明細書に出金の内容を出来るだけ詳しく残すようにして下さい。

Q 領収書に相手先住所の記載は必要ですか？

A 各税法とも住所の記載については定められていません。領収書の記載事項について定めた法律もありませんので、住所がない領収書でも必要経費としての要件は十分に満たしています。

ただし、取引の信憑性という点で考えると住所の記載がないのは問題があります。住所の記載がないからといって必要経費として認められないという訳ではあ

りませんが、税務調査をスムーズに終わらせるためにも住所の記載がある領収書を発行してもらって下さい。

Q 宛名が病院名になっている領収書があれば必要経費として認められますか？

A 所得税法も法人税法も必要経費は業務の遂行上必要な経費でないといけません。したがって領収書がちゃんと保存されていても、その病院の業務の遂行上必要でない経費は必要経費にはなりません。

また、消費税法も消費税基本通達に「課税仕入れとは、事業者が、事業として資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうから、個人事業者が家事消費又は家事使用をするために資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることは、事業として行われるものではないから、課税仕入れに該当しないことに留意する。」と書かれており、やはり事業の必要性がないと仕入税額控除は受けられません。

IV 領収書のもらい方等のまとめ

①領収書のもらい方

- ・出来るだけ宛名は「上様」にしないで下さい。特に一回の取引金額が3万円以上の場合には宛名をちゃんと書いてもらって下さい。
- ・クレジットカードで支払う時は利用明細かレシート又は領収書をちゃんともらい、クレジットカード会社から送られてくる利用明細書と一緒に保管して下さい。

②領収書がもらえない時

- ・祝儀、香典、電車賃、自販機での購入、寸志等領収書がもらえない場合は任意の書式による出金明細書に出金の内容を出来るだけ詳しく残して下さい。

③仕訳（伝票）の摘要に入力すべき内容

- ・摘要には支払先と事由を入力することをお勧めします。この2つをちゃんと入力することで税法で定められた帳簿の記載要件を満たすので、万が一、領収書等を紛失しても必要経費として認められやすくなります。特に消費税法では3万円未満の取引の場合、摘要にこの2つを入力することで領収書の有無に関わらず仕入税額控除が受けられます。

事由は食料品、清掃用具、事務用品、ガソリン代、消臭剤など一般的な総称で入力し、複数の物を購入した時は清掃用具等と少額なものであれば“等”でまとめて構いません。

平成20年5月9日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹